

令和5年度 静岡県養護教諭研究会冬季研修会

令和5年12月19日(火)

静東・静岡地区 プラサヴェルデ

静西・浜松地区 静岡県総合教育センター

オンデマンド配信

令和5年12月20日(金)から令和6年1月22日(月)まで

あいさつ 静岡県養護教諭研究会 顧問校長 田中 浩美
会長 鈴木 理香



今回の冬季研修会は、2つの会場をオンラインで結んで行う形となった。これらの取り組みは、静岡県養護教諭研究会のキーワード「やってみよう」を具現化したものである。新たな挑戦は、貴重な第一歩となっていくと信じている。

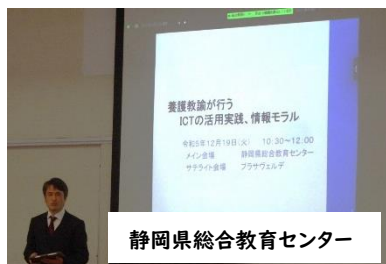
この冬季研修会は、場所や時間も多様な形で会員の皆さんに参加していただいている。「実践事例集18」は養護教諭もICTを活用する機会が増えたことでニーズの高まりを受け発刊した。「実践事例集18」と、この冬季研修会がICT活用を推進していくための一助となることを願っている。



来賓あいさつ 静岡県教育委員会健康体育課 健康食育班 教育主幹 富田 宏美 様



「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力会議(R5.1)」の議論のとりまとめによると、養護教諭のICTの環境整備や積極的な活用が進んでいないのではないかと懸念されている。今回の実践事例集と冬季研修会が、養護教諭の専門性を発揮するために、大変役立つものではないかと思う。



講話 「 養護教諭が行う ICT の活用実践、情報モラル 」

静岡県総合教育センター 総務企画・ICT推進課
企画・ICT推進班 班長 菅沼 伸隆 氏

学習の目的をより良く達成するためにある

ICT はなぜ使う?



- 学習の目的をしっかりと立てることが、ICTの活用に活きる。
- 聞くことも大事だが、実際にやってみることが大切

白いご飯→学習の目的 ふりかけ→ICT活用
ベースである学習の目的(ご飯)がしっかりしてこそ、ICT活用(ふりかけ)が活きる



著作権

著作権: 著作物をはじめて創作した人に与えられる権利

↑ (言語・音楽・舞踊・美術・建築・地図・図形・映画・写真・プログラムなど)

「著作者の権利・利益を保護すること」と「著作物を円滑に利用できること」のバランスをとることが重要と考えられている。

【 著作権種類 】

人格権

- ・公表権
- ・氏名表示権
- ・同一性保持権

財産権

- ・複製権
- ・上演権、演奏権
- ・上映権
- ・公衆送信権
- ・公の伝達権
- ・口述権
- ・展示権
- ・頒布権
- ・譲渡権
- ・翻訳権、翻案権など
- ・二次的著作物の
利用権



他人の著作物を使用する場合は、著作者に許諾を得る



著作者の許諾を得なくていい特別な場合

- 利用規約の中で「使ってよい」と公言している
- 例外規定内の利用
 - ・ 私的利用
 - ・ 授業内での引用
 - ・ 引用・・・
 - ・ パブリックドメイン など

パブリックドメイン とは?

著作物や発明などの知的創造物について、知的財産権が発生していない状態または消滅した状態のことをいう。

引用: ウィキペディアフリー百科事典

次の条件を満たせば、著作者に許諾を得なくても使用ができる!!

授業内での利用

改正著作権法第 35 条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担任する者」と「授業を受ける者」に対して

- ・ 「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること
- ・ 無許諾・無償又は補償金で公衆送信(「授業目的公衆送信」)すること
- ・ 無許諾・無償で公に伝達すること

を認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

改正著作権法第 35 条運用指針(令和3年度版)



著作物の引用

- ・ 他人の著作物を引用する必然性があること
- ・ かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること
- ・ 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること
(自分の著作物が主体)
- ・ 出所の明示がなされていること

文化庁ホームページより

情報の取り扱い

情報の性質

- 情報は複製可能
- 情報は残る
- 情報は遠くに届けることができる

だから

適切に扱わなければならない

機密性の高いデータを扱うときは、細心の注意が必要



アクセス制御の徹底をしている？

保存場所を把握している？

校務用 PC を使っている？

共用アカウント・端末
児童生徒端末を使っていない？

私物アカウント・端末を使っていない？

管理職に許可を得る



アンケート目的、内容

保護者に周知・同意を得る



「目的」「方法」

「収集データ」「収集期間」



「知らない」状況を作らない(アンケートをとる際の注意点)

まとめ

その先にいる人のことを考えましょう!!

- * 児童生徒のためになる活用を心がける
- * 著作者のことを考えて利用する。(諸条件を満たす場合に限り、務許諾で使用できる)
- * 情報漏洩の最大の被害者は児童生徒であるため、情報は適切に扱う。



質疑応答 (一部)



あるホームページのイラストを利用したいのですが、イラスト利用に関する利用規約がありませんでした。どのように判断すれば良いでしょうか？

利用の可否について、サイトの管理者に確認を取る必要があります。確認が取れない場合は、そのサイトのものを使わないようにしてください。



インターネットや書籍などにより公開されている文部科学省や厚生労働省、大学の研究などの調査結果のグラフや表などを保健だよりに使うのはいいのでしょうか？

出所の明示がなされていることなど、引用の条件を満たしている場合は許諾なしで利用可能です。そうでない場合は、確認をした上で利用してください。



保健だよりも紙ではなく、アプリでの配信に変更されてきています。その場合、保健だよりに掲載した著作物について、公衆送信権に触れることはあるのでしょうか？

引用として他人の著作物が利用されている場合は問題ありませんが、それ以外に公衆送信権に抵触する場合があります。(例えばホームページに掲載して不特定多数に公開する場合など)





講話 「 GIGA スクール構想における

一人1台端末の活用について 」

静岡県総合教育センター 総務企画・ICT 推進課

企画・ICT 推進班 教育主査 大畑 和也 氏

● GIGA タブレット=学習のため使うもの 情報活用能力 + 情報モラル
大切にしたい3つの「S」

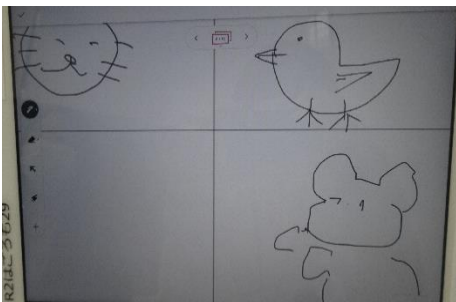
- ①Study (学習用タブレット) ②Safety (安全に) ③Self control (自制心をもって)

一人1台の端末の利用により、より効果的に授業や校務で利活用することができる！

実技研修 ①

★Jamboard での協同学習体験 ★Google Form でのアンケート作成体験

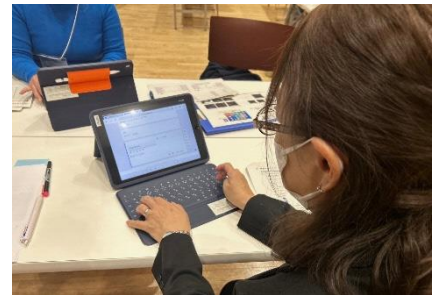
手書き機能を使って絵しりとり



付箋の機能を使ってマッピング



アンケートの作成



※Jamboard…グループでの意見交換や、手書きでの表現などに
使えるデジタルホワイトボードのこと

★Jamboard を使った実践★

事例集掲載ページ

P38、52、58、
73、93



実技研修 ②

★iMovie を使用しての動画の作成



★iMovie を使った実践★

事例集掲載ページ

P30、64、79、84、
90、91



参加者の感想

プラサヴェルデ会場 (沼津)



静岡県総合教育センター会場
(掛川)

会場を2つに分けてもらったので、参加がしやすかったです。

タブレットを操作しながら学べたので、実際に学校で使ってみようと思いました。

資料やイラストの引用についても気を付けていきたいと思いました。

ICT って苦手…という意識から「これなら自分にもできそう！
やってみよう！」に変わった方も多かったようです。

